

開会（9：30）

○増井好典委員長 予算決算審査特別委員会に引き続き、御苦労さまです。ただいまより建設経済常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は全部で3件でございます。

審査順序はお手元に配付の議案審査順表のとおり行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、建設部所管の議案審査に入ります。

議第59号「令和7年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 今回、一般財源が国の交付金の確定に財源が変わったよという予算なんですけれども、この観光振興事業費補助金ということで、全体では補助金が499万4,000円なんですけど、全体的には幾らかかるんですか。

○白石雅治建設部長 それでは、全体事業費についてお答えいたします。

本委託業務につきましては、国のクルーズ船等訪日旅客の受入促進事業という事業がございます。その補助金に今回、内示を受けまして、補正をしたものでございます。

内容としましては、建設部と、先ほど予算決算審査特別委員会でも出ましたが、観光コンテンツの関係の事業が含まれております。内訳から申し上げますと、建設部の所管しておりますのが航行安全調査費、これはクルーズ船が入港することに伴いまして、既に安全は確認されておりますが、国に安全であるということの事務手続をしなければいけないということで、そういったものの費用を今回、委託費として予算計上したものでございます。

それと、先ほど経済部から説明があった寄港地、観光コンテンツ造成ということで、それとファムトリップという名称で今回予算を計上させていただいたものでございます。

概算事業費、実際に国に申請した事業費でございますが1,438万8,000円、そのうちの補助率が2分の1になりますので、補助率の2分の1の額が719万4,000円でございます。そのうち、今回、港湾事業の関係で、安全航行調査分が今回補正予算として記載されております499万4,000円でございます。

○深田ゆり子委員 この航行安全調査費というのは委託をするということなんですけれども、どういうところに委託するんですか。随意契約とか何かやるんですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 指名競争入札で行います。基本的には、港湾関係の施設を調査できるコンサルタントに発注するというので、今、入札の手続をしているところでございます。

○深田ゆり子委員 指名競争入札で、コンサルタント会社ということで。こういうのは焼津市内ではあまり聞いたことがないんですけれども、やっぱり全国的、そういう専門的

な都市部のコンサルタント会社になるのでしょうか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 全国でコンサルタントはたくさんありますけれども、港湾関係のものというのは、どうしても全国的な規模でやられている業者さんが多い形になっております。県内には港湾関係をやっているところはありますけど、1者、2者というところでございます。

○深田ゆり子委員 全体で1,438万3,000円ということですが、ほかに建設部関係で委託するものはありますか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 今年度行う調査的なものは今回の調査となります。これよりほかに考えているのは、係船柱という、船を縛るための柱があるんですけれども、そういった施設の改修が必要だということだけは今考えているところでございます。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 なければ質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論ないようですので、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

まず、議第59号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員でございます。よって、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号「排水ポンプ車の取得について」を議題といたします。

当局に対して質疑のある委員は御発言願います。

○四之宮慎一委員 今回新たに購入するんですけど、現状の排水ポンプ車の状況と、こちらを購入することによってどのような使用状況を想定しているか。

○南 昌弘河川課長 既存の排水ポンプ車と合わせて2台体制とすることで、市内全域を対象に運用していきたいと考えております。既存のものにつきましては、過去3年連続出動しているような状況でありますけれども、今回導入することで、バランスよく市内を対応していく形になるかと思います。

○四之宮慎一委員 既存のものは大井川建設業協会に使ってもらっていて、この新しく購入するものに関しては、焼津市建設工業会に使ってもらうという想定でいいですか。

○南 昌弘河川課長 今、四之宮委員がおっしゃったとおり、今回新たに購入する排水ポンプ車につきましては、焼津市建設工業会に委託をお願いする予定で進めております。

○四之宮慎一委員 それともう一つ、このポンプ車なんですけど、オプションで毎分5立方メートルの排水可能なポンプが2台別で装着できるということなんですけど、そちらの購入に関しては附属で考えていたかどうか、入っているのかどうか。

○南 昌弘河川課長 現在、200ミリ口径のポンプ4台で、1台当たり7.5立米排水される形になりますので、合わせまして、1分間に30トン排水、そういった形のものと進めていきたいと考えております。

○四之宮慎一委員 そうすると、このパッケージの分は考慮にはなかったということでは

いですか。

○南 昌弘河川課長 そのとおりです。

○深田ゆり子委員 この排水ポンプ車は、3年前に私も一般質問で要望し、そのときには現時点で購入するお考えはないという御答弁をいただきましたけれども、それから3年連続ということで、豪雨とか台風とかの対応にやっぱり必要だということで、今回決断されて、すごくよかったなと思っております。

それで、今回の金額、6,710万円、これは当初予算で購入を検討しているということを含めて、今回補正予算に載っていないもんですから、当初予算に載っていると思うんですが、どこに載っていますか。

○南 昌弘河川課長 こちらの排水ポンプ車につきましては、債務負担という形で、令和8年度の納期を目標にしているものですから、令和8年度の予算で計上させる形になっております。

○深田ゆり子委員 これは制限付一般競争入札による契約ということなんですけども、最低価格とか、どういう金額を予定していたのか。

○南 昌弘河川課長 最低制限価格についてはありませんが、当時、事前に業者からいただいた見積りを最低制限価格という形で考えて対応しております。

○深田ゆり子委員 当初、業者から提案されたということなんですけれども、今回、株式会社第一テクノ静岡営業所が取得先になっております。ということは、制限付一般競争入札は何者ぐらい入っていたんですか。それとも、この1者だけでしたか。

○南 昌弘河川課長 こちらの株式会社第一テクノのみ1者という形になります。

○深田ゆり子委員 あまり競争にならないし、金額が提示されて、それに市も対応するほかないのかなという状況だったのではないかなと思いました。

それから、もう一つお聞きしたいと思います。特に東益津北部の地域に対する出動要請が緊急に必要なということはこの間、感じています。焼津市建設工業会に委託することですよね。そうしますと、今、排水ポンプ車は大井川の河川敷の上の事務所にありますけれども、本当に駅から向こうの北部に配置をする予定なのか、どの辺りに、そういうことは考えておりますか。

○南 昌弘河川課長 保管場所につきましては、深田委員のおっしゃるとおり、出動が予想される箇所を踏まえ、迅速に出動できるようなところを調整しております。

○吉田昇一副委員長 今のにちょっと関連しまして、保管場所関係の焼津市の建設業協会ですか、そちらに委託するということなんですけど、車庫というか、そういうものはそちらが用意していただけるのか、市が用意するのか、その辺はどうなっていますか。

○南 昌弘河川課長 保管場所につきましては、焼津市のほうで用意するような形で調整しております。

○吉田昇一副委員長 建設工業会に委託して、管理等もそちらでやると思うんですが、その辺で、そちらとの契約なのか、取決めみたいなのはもう済んでいるんでしょうか。それともすぐに行うということでしょうか。

○南 昌弘河川課長 現在、所有しています排水ポンプ車の管理業務委託の内容がありますので、それを準ずるような形で、これから焼津市の建設工業会と調整していきたいと考えております。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第64号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増井好典委員長 挙手総員でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号「焼津市道路線の認定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○吉田昇一副委員長 1つお聞きしたいんですが、道原宮前分譲地線なんですけど、片方が隅切りがあって、片方はないんですが、これはこちらの道路が広いからないということの理解でよろしいでしょうか。

○福與久信土木管理課長 参考資料の23ページ、24ページを見ていただきまして、左側の23ページが市立総合病院東線になっていまして、両側に歩道がついております。歩道がついているということで、この部分には隅切りがない状態になります。

○鈴木浩己委員 今の部分ですけれども、それじゃ、市立総合病院東線のほうへは車両として出られないような感じになっているんですか。それとも、ここは通行可能でしょうか。

○福與久信土木管理課長 通行は可能になります。歩道のところでRで出入りできるようになっております。

○鈴木浩己委員 それと、柳新屋村中三号線のことでお伺いさせていただきますが、今回、109.2メートルの道路延長で市道認定ということなんですけれども、今までの道路の位置づけというのはどういう位置づけだったのでしょうか。

○福與久信土木管理課長 認定する前ですが、こちらの路線につきましては、法定外道路という形で市が維持管理をしましてまいりました。今回、経緯としましては、この周辺の方の建築計画の接道に係る問合せがありまして、現地を確認したところ、地目、路面舗装や排水機能が整備されておりまして、起終点が公道に接していると。それに伴いまして、幅員が4メートル以上あるということが確認されたものですから、今回、法定外道路から認定市道という形で認定することにいたしました。

○鈴木浩己委員 そうすると、終点の部分からさらに南へ行くほうなんですけれども、これもやっぱり法定外道路という位置づけですか。

○福與久信土木管理課長 こちらにつきましては、法定外道路ではなく、指定道路として民の土地が入っているところがあるものですから、市としてできないということで、建築という指定道路として管理をしているところでございます。

○鈴木浩己委員 そういった場合、民地になっているのは今回の議案とは違いますけれども、南側の延長線上、何メートルあるか分かりませんが、その一部なんですかね。

○**福與久信土木管理課長** 正確には調べてはいないんですが、部分的に民の土地があるということで、そこを寄附とかしていただかない限りは市道認定ができないものですから、あとは建築を建てる意味の中で、建築基準法の中で指定道路として市民サービスができるという道路に指定をしているところでございます。

○**鈴木浩己委員** 路線図で見ますと、この周辺は市道認定されていない路線がすごくありますよね。ですので、今回、法定外道路だったということで、認定基準を満たしていれば、こうやって認定できるんですけども、やっぱり民の土地が入っていることになる、指定道路ということで、なかなか市道認定は難しいのかなと思います。

これまでいろんな市民からの要望とかをいただく中で、例えば指定道路から公道に出る際の左右を見るカーブミラーとか、ああいう場合というのは、やっぱり私道だからここへはつけられません的な、そんな感じで道路課で言われていた部分がありました。こういう指定道路で、一部だけれども民の土地が入っているようなところというのは、南へずっと下がっていくと、また交差点があって、そこには東西を見られるようなカーブミラーが設置されておりますけれども、そういう一部の民地が入っているような指定道路の場合というのは、そういった安全施設というか、そういったものは設置可能なんですかね。

○**福與久信土木管理課長** ミラーに関しましては、あくまでも道路の安全を確保するという意味がありますので、停止してから徐行して見ていただくところはあるんですが、ブロック塀とかがあって見えないということであれば、要望をいただいた段階で現地を確認させていただいて、それに応じて対応していきたいと考えております。

○**吉田昇一副委員長** この部分なんですが、参考資料の28ページに出ているところだと、4メートル分だけが今回のところで、広がっているところがあるんですが、これはどういうことなのでしょう。

○**福與久信土木管理課長** 右側の空白のところは水路敷になります。道路認定としては道路幅員を認定させていただきまして、先ほども言いましたような路面状態で路面排水機能があるかということを確認させていただいて、水路も官地であることを確認しておりますので、市道路線としては道路部分を認定させていただいたことになります。

○**深田ゆり子委員** 確認させてください。先ほど鈴木委員とのやり取り中で、一部、民地があるので指定道路とするという言葉と、この表には焼津市道路線を認定するというところで書いてありますけれども、認定道路と指定道路とあるということですか。

○**福與久信土木管理課長** うまくそこが説明できるか難しいところなんですけど、まず、道路管理者として、道路法に定める道路として認定という形と、法定外道路という形で管理をさせていただいております。それ以外に、建築基準法という建築物に対して接道する道路の条件が決まっております、これについては、建築基準法でいうと、1号から5号道路というものが基準で決まっております、そういうもので、今言った指定道路と認定道路、法定外道路というものを区分しているという管理上の問題でやっていることになります。

○**深田ゆり子委員** 今回、建築基準法で指定という形ですか。でも、道路法では認定になるということですか。

○**福與久信土木管理課長** まず、道路管理者として、地目が道路敷というか官地のもので

あるというところを認定という形で、認定法定外道路として道路管理者が管理をいたします。私道としてやっているところは、共同ではあると思いますが、そちらで管理しておりますが、建築するときに、私道でありますので、建築基準法でいう指定をして、接道があるという条件を確認して、建築するというふうな指定と認定と分けているということになります。

○**深田ゆり子委員** ですから、道路法では認定するということだけど、指定道路だよというふうに受け止めていいのかどうか、ここも認定道路ですよというふうに受け止めていいのか、その辺が分からない。

○**白石雅治建設部長** 今の認定道路の関係です。まず、市道認定につきましては、幅員が4メートル以上の道路につきましては市道として認定。例えば道路側溝が整っていると、舗装がされているとか、こういう場合については、整備がされていれば、例えば寄附の場合もあるものですから、具体的にはこういった開発行為に伴いまして、こういう道路が整備されると、その基準に基づいて市が市道認定をして、市道として管理していくという形になります。

建築基準法の場合につきましては、家を建築する場合に、やはり4メートル幅員がないと、例えば消防車両等が入れないとか、様々な防災上の要件がございますので、まず4メートルが取れるように幅員を確保して、建築基準法の指定道路として確認をした上で建築許可を下ろすという流れになっております。

○**増井好典委員長** ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**増井好典委員長** ほかにないようですので、これで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**増井好典委員長** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議第65号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

○**増井好典委員長** 挙手総員でございます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設部所管の議案審査は終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（9：58）